

理事及び監事並びに評議員の報酬等及び費用に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人金融情報システムセンター（以下「当財団」という。）の定款第15条第3項及び第31条第5項の規定に基づき、当財団の理事及び監事並びに評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定める。

（常勤理事の報酬）

第2条 常勤の理事長及び常務理事には報酬を支給する。

2 報酬は、本俸及び役位手当からなるものとする。

3 本俸の月額、以下の区分の範囲内で、理事会の決議により定めるものとする。

一．理事長 1,300,000 円から 1,500,000 円まで

二．常務理事 1,000,000 円から 1,300,000 円まで

4 役位手当の月額は、本俸に100分の40を乗じて得た額を上限とし、理事会の決議により定めるものとする。

5 月の途中で常勤の理事に就任したとき、常勤の理事を退任したとき又は解任されたときは、報酬は日割計算により支給するものとする。

6 報酬は、月額をもって職員給与の支給日に通貨又は本人の指定する本人名義の金融機関口座への振込みにより支給する。

（非常勤理事長の報酬）

第2条の2 非常勤の理事長には、月額 500,000 円を上限として、勤務日数その他の事情を考慮して理事会が定める報酬を支給する。

2 前条第5項及び第6項の規定は、前項の報酬について準用する。

（常勤理事の退職手当）

第3条 常勤の理事が退任したとき又は解任されたときは、その者（死亡により退任した場合には、その遺族）に退職手当を支給する。ただし、常勤の理事が当財団の定款第30条第1号の規定により解任されたときは、当該常勤の理事には退職手当を支給しない。

2 退職手当の額は、退任した日又は解任された日におけるその者の本俸に在職期間の月数を乗じ、さらに支給率を乗じて得た額とする。支給率は、本規程施行前の期間については旧財団法人金融情報システムセンター役員退職金支給規程（平成22年4月1日施行）によるものとし、本規程施行後の期間については100分の18.5を上限として理事会の決議により定めるものとする。

3 常勤の理事が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の理事に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満

了の日の以前又はその翌日において、役職を異にする理事に任命されたときも同様とする。

- 4 前項の規定により引き続き在職したとみなされる者が最初に常勤の理事に就任した日から起算した在職期間が6年を超える場合には、その超える部分の在職期間については、在職月数に2分の1を乗じて計算するものとし、また、前項後段の規定により引き続き在職したとみなされる者の場合には、異なる役職ごとの在職期間の月数及び異なる役職ごとの本俸を用いて計算したそれぞれの額を合算するものとする。

（常勤の理事以外の理事の報酬）

- 第4条 常勤の理事以外の理事には、理事会が定めるところにより、理事会出席の都度、20,000円を限度とする報酬を支給することができる。
- 2 常勤の理事以外の理事に特別な事務遂行を依頼したときには、1日当たり50,000円を上限として理事長が定める額を報酬として支払うことができる。

（監事の報酬）

- 第5条 監事には、月額50,000円の報酬を支給する。
- 2 月の途中で監事に就任したとき、監事を退任したとき又は解任されたときは、報酬は日割計算により支給するものとする。
- 3 報酬は、月額をもって職員給与の支給日に通貨又は本人の指定する本人名義の金融機関口座への振込みにより支給する。

（評議員の報酬）

- 第6条 評議員には、評議員会出席の都度、20,000円を報酬として支給する。

（理事及び監事並びに評議員の費用）

- 第7条 常勤の理事には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。
- 2 理事、監事又は評議員から、その職務の執行に当たって要する費用の請求があったときには、遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（補則）

- 第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

改正後の規程は、平成24年6月11日から施行する。